

はじめに

史跡等の保存活用計画－歴史の重層性と価値の多様性－

平成30年に文化財保護法が改正され、各地方公共団体では文化財の保存活用に関する総合的な地域計画の立案が求められるとともに、史跡等個別の記念物では従来からの保存管理計画の内容を改めた保存活用計画の策定が求められるようになり、これまで以上に観光や地域振興を意識した主体的かつ計画的な史跡等保存活用計画が必要とされるようになってきている。平成30年度末までの国指定の記念物で策定されたのは159件である（Ⅳ参考資料）。

その保存活用計画の内容については、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（文化庁文化財部記念物課 平成27年3月）において、盛り込むべき必要事項が明示され、新たに念頭に置くべき視点も示されている（Ⅳ参考資料）。

ところが、具体的に計画策定作業をしだすと、様々な疑問が生じてくる。例えば、史跡等の本質的価値の特定においては「調査研究の進展や時間の経過に伴う進化する価値評価の視点」が示されているが、いかなるものが本質的価値を示す構成要素へ移行するのか。史跡等の本質的価値をどのように捉え、その重要な構成要素をいかに特定し、概要とまでは言えないが、地域にとって重要な要素をどのように扱うのか。機能は変わっても利用が継続してきた近世城跡などの遺跡では、歴史の重層性や公園としての価値をどのように捉えるのか。機能が継続している社寺や都市基盤施設である史跡ではその共存のためにどのように考えるのか。同じ記念物としての文化財でも、名勝や天然記念物など別の価値を有する場合はどのように調整を図るべきなのか、等々である。

平成30年度に開催した遺跡整備・活用研究会では史跡等の本質的価値やその構成要素の分類に着目しながら、「史跡等の保存活用計画－歴史の重層性

と価値の多様性－」をテーマとして報告してもらい、本報告書はその記録に、関連する事例報告や論考、資料を加えて収めたものである。以下、テーマに関わって本書の内容を簡単に紹介したい。

研究集会の基調講演では、保存活用計画が必要とされた背景や経緯、策定上の留意点等を述べた上で、今回のテーマについても言及している。（山下報告）

歴史の重層性を有しているところでは、別の価値も獲得しておりそれが価値の多様性を示すこととなっているものもあるが、便宜的に分けて紹介すると次のようになる。

歴史の重層性に関するものは、古代からの信仰の場として継続し、各時代の仏像などが残されている慈恩寺旧境内（大宮報告）、近代の神社が立地する中世の城跡（奥村報告）、近代遺構が立地し公園として利用されてきた近世城跡の大阪城跡（佐藤報告）・高岡城跡（田上報告）・松江城跡（錦織報告）・仙台城跡（鈴木報告）、歌枕にその後の顕彰要素が加わる名勝おくのほそ道の風景地（小原報告）、古代の官衙遺跡である史跡下寺尾官衙遺跡群に下層の弥生時代の環濠集落跡である史跡下寺尾西方遺跡も史跡指定され史跡としての指定が二重になった複合遺跡（大村報告）がある。

価値の多様性に関するものは、当初からの機能の継続している狭山池（平野報告）、本来的には生産遺跡であるが、後に信仰の対象となりそれが継続している史跡石の宝殿及び竜山石採石遺跡（清水報告）、史跡法華寺旧境内の一部であり名勝にもなっている法華寺庭園（高橋報告）、史跡と天然記念物の重複指定を受けている旧相模川橋脚（大村報告）・仙台城（鈴木報告）がある。

関連論考は事務局として編集者が用意したものである。保存活用計画では整備の履歴なども記す必要があるが、史蹟名勝天然記念物保存法制定以前の明治初期から行われてきた官有地化による記念物の保存について述べたもの、史跡等保存活用計画において留意すべき構成要素について述べたもの、史跡等の本質的価値の構成要素の移築に関わる問題を近代奈良における数寄者高橋箒庵の伽藍石蒐集と遺跡保護を通して考えたものがある。

史跡等はそれぞれ個性的でありかつ様々な履歴を経て歴史的重層性と価値の多様性を帯びている。本質的価値の構成要素の保存を確実にし、歴史的重層性と価値の多様性を活かすためには、構成要素の適切な分類と現在の地域の周辺環境（文脈）に合った保存活用の在り方を模索する必要がある。以上の各報告の内容が今後の計画策定において一助になれば幸いである。

内田和伸